

産業廃棄物の種類

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち以下の20種類です。

区分	種類	主な品目名
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	石炭殻、炉清掃廃棄物、その他の焼却残さ
	2 汚泥	工場排水の処理、製造業の製造工程で生ずる泥状のもの
	3 廃油	潤滑油、作動油系廃油、シンナー・アルコール等の廃溶剤類
	4 廃酸	廃硫酸、廃塩酸などすべての酸性廃液
	5 廃アルカリ	廃ソーダ液、写真現像廃液などすべてのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	合成樹脂、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃ビニール、ポリ容器など
	7 ゴムくず	天然ゴムくず
	8 金属くず	鉄くず、非鉄金属くず、配線、スチール機など金属製事務備品
	9 ガラスくず、コンクリートくず（※）、陶磁器くず	ガラス類、耐火レンガ、コンクリート製品の製造に伴い発生するコンクリートくず、廃石膏ボード（※）工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く
	10 鉱さい	スラグ、鋳物廃砂、電炉等溶解炉残さ
	11 がれき類	工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリート、レンガの破片など
	12 ばいじん	集塵施設で集められたばいじん

区分	種類	主な品目名
特定の事業活動に伴うもの	13 紙くず	製紙業、紙加工製造業、新聞業、出版・製本・印刷加工業、建設業に係るもの P C Bが染み込んだもの
	14 木くず	建設業、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業に係るもの 貨物流通のために使用した木製パレット P C Bが染み込んだもの
	15 繊維くず	建設業、繊維工業から生ずる天然繊維くず P C Bが染み込んだもの
	16 動植物性残渣	食品、医薬品、香料製造業において原料として使用した動植物に係る固形状の不要物
	17 動物系固形不要物	と畜場から生ずる獣畜、食鳥加工業から生ずる食鳥に係る固形状の不要物
	18 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚等のふん尿
	19 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚等の死体
20 政令第13号廃棄物	上記1～19の産業廃棄物を処分するために処理したもので、それらに該当しないもの	

産業廃棄物は市の施設に搬入できません。

産業廃棄物は石川県が許可した産業廃棄物収集運搬・処分業者に処理を依頼してください。